平成２１年（フ）第３４７号
秋田県潟上市天王字上江川47番地1737
債務者　大渕美紀子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５６号
秋田市金足追分字海老穴201番地117
債務者　山田　治美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６６号
秋田市泉菅野２丁目４番23号
債務者　中村由紀子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４４９号
茨城県那珂郡東海村大字石神内宿2481番地１グリーンコーポＢ26号
債務者　坏　　正一
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７４１号
千葉県船橋市前原東５丁目39番17号
債務者　田代　文子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９１４号
千葉市稲毛区宮野木町1068番地
債務者　高橋　里美
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９２２号
千葉市稲毛区作草部町647番地　ハイツ中島202号
債務者　木口　敏雄
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９４２号
千葉市稲毛区小中台町1518番地４　キャッスルマンション103号
債務者　栗田　裕夫
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９７１号
千葉市花見川区花見川８番８棟406号
債務者　野中　惠子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９７２号
千葉県八千代市小池96番地４
債務者　飯沼　早苗
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９９９号
千葉市若葉区殿台町116番地３　第２殿台ハイツ103号
債務者　相川　美紀
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０１８号
千葉市中央区矢作町939番地２　スカイハイツ101号
債務者　伊藤　　忠
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３７２号
石川県白山市鶴来本町１丁目ワ52番地
債務者　松井　智明
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４０７号
金沢市大桑町平42番地16　市営住宅７棟201号室、従前の住所金沢市笠舞２丁目８番７号
債務者　柴田　茂之
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１２８号
長野県松本市笹部４―14―15、申立時の住所長野県松本市南原１丁目13番８号
債務者　小林　康則
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１２９号
長野県松本市笹部４―14―15、申立時の住所長野県松本市南原１丁目13番８号
債務者　小林　惠子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１９８号
長野県安曇野市豊科2312番地
債務者　波多腰秀子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２７９号
長野県北安曇郡白馬村大字神城17650番地
債務者　鎌倉かおり
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
長野地方裁判所松本支部